

松戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について(報告)

1 提案理由

国民健康保険法施行令の改正に伴い、出産する予定の被保険者又は出産した被保険者（以下「出産被保険者」という。）がいる世帯の世帯主に賦課する所得割保険料及び被保険者均等割保険料を減額するほか、所要の改正を行うため。

2 改正内容

出産被保険者がいる世帯の保険料のうち、出産予定月の前月（多胎妊娠の場合には3か月前）から出産予定月の翌々月までの期間に係る所得割額及び被保険者均等割額を下図のとおり減額する。

【単胎妊娠の場合】 4か月間の保険料（所得割額＋均等割額）を減額					
前月	出産予定月	翌月	翌々月		
1か月	2か月	3か月	4か月		
【多胎妊娠の場合】 6か月間の保険料（所得割額＋均等割額）を減額					
3か月前	前々月	前月	出産予定月	翌月	翌々月
1か月	2か月	3か月	4か月	5か月	6か月

図 出産被保険者の保険料の減額イメージ

3 施行期日

令和6年1月1日

4 経過措置

令和5年度分の保険料のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分の保険料うち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの保険料については、なお従前の例による。